

「ワーク・ライフ・バランスを実現する上で障害となっている 規制・制度・運用等」についての意見・提案募集

1. 募集の目的

政府においては、昨年12月に閣議決定した第3次男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策を推進しています。

人口減少・高齢化が進み、経済が長期にわたり低迷する中、全員参加型の社会の実現を目指すためには、特に、ワーク・ライフ・バランスの実現が喫緊の課題です。

このため、「ワーク・ライフ・バランスを実現する上で障害となっている規制・制度・運用等」についての御意見又は改善のための御提案を広く募集します。

※ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「就労による経済的自立」、「多様な働き方・生き方の選択」、「健康で豊かな生活のための時間の確保」がすべて可能となっている社会のことです。（「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」より）

2. 募集する意見・提案

「ワーク・ライフ・バランスを実現する上で障害となっている規制・制度・運用等」についての御意見・改善のための御提案

※例えば、次のような点に関するもの

- ・就労による経済的自立（非正規労働者や母子家庭の母等の就労、社会的起業を通じた就業など）
- ・多様な働き方・生き方の選択（仕事と子育てや介護との両立の実現など）
- ・健康で豊かな生活のための時間の確保（長時間労働の抑制など）

3. 募集期間

平成23年12月27日（火）から平成24年1月26日（木）まで

4. 提出要領

（1）メールフォームを利用した提出

送信用フォームから、必要事項を御記入の上、送信してください。

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0085.html>

(2) 郵送での提出

意見・提案募集ページより様式をダウンロードしていただき、必要事項を御記入の上、以下の宛て先に郵送してください。

http://www.gender.go.jp/main_contents/category/boshu2012/boshu.html (意見・提案募集ページ)

なお、インターネットによる入手が困難な方に関しましては、内閣府男女共同参画局総務課にて窓口配布を行うほか、返信用封筒(長形3号の封筒に80円切手を貼り、住所、氏名を記入したもの)を同封の上、以下の宛先まで御送付いただければ、様式を郵送いたします。

※締切：平成24年1月26日(木)消印有効

〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

内閣府男女共同参画局 意見・提案募集担当 宛て

5. 意見・提案の取扱い

- ・いただいた御意見・御提案をもとに、「ワーク・ライフ・バランスを実現する上で障害となっている規制・制度・運用等」について、改善方策の検討を進めます。必要に応じて、男女共同参画会議等を通じ、関係大臣への要請を行うなど、具体的かつ実効ある改善の実現を図ります。
- ・いただいた御意見・御提案は、個人情報を除き公表する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。
※ 団体名は非公表とすることができます。(なお、個人については、原則氏名非公表で取り扱います。)
- ・いただいた御意見・御提案について、個別の回答はいたしません。

6. 留意事項

- ・電話及びFAXによる御意見・御提案は受け付けいたしません。
- ・御意見・御提案は日本語でお願いいたします。
- ・氏名(団体の場合は団体名と担当者名)、年代別、性別、職業、電話番号または電子メールアドレスを記入してください。これらは、必要に応じて、御意見・御提案のより具体的な内容を確認させていただく場合などのために記入をお願いするものです。

本件問い合わせ先

内閣府男女共同参画局 意見・提案募集担当 金子、田中

TEL: 03-5253-2111(内線 83712, 83703)